

平生都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《目 次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 基本的事項	1
1-2. 都市づくりの基本理念	2
2. 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	5
3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	15
3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	16
3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	19
3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	20
参考資料	21

令和2年(2020年)9月

山口県土木建築部都市計画課

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1) 目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定する。

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区 分	市町名	範 囲	規 模	備 考
平 生 都市計画区域	平生町	行政区域全域	3,458 ha	
	合 計		3,458 ha	

※ 「都市計画現況調査*」による平成 29 年(2017 年)3 月 31 日現在の値

(3) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

平生町の人口規模は、次のとおりである。

【目標年次におけるおおむねの人口規模】

区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
平生都市計画区域	12,798 人	—	—
平生都市計画区域外	—	—	—
合 計	12,798 人	10,688 人	9,216 人

※平成 27 年(2015 年)の数値は、平成 27 年(2015 年)国勢調査の値

※令和 12 年(2030 年)及び令和 22 年(2040 年)の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（「日本の市区町村別将来推計人口」（平成 30 年(2018 年)3 月推計)）

「*」が付いている用語は用語解説に説明を掲載しています。

1-2. 都市づくりの基本理念

平生都市計画区域は、室津半島の北西部分に位置し、瀬戸内海国立公園の一端を形成する穏やかな自然に恵まれ、柳井広域圏の中心都市である柳井市に隣接しており、平生町の1町で構成されている。

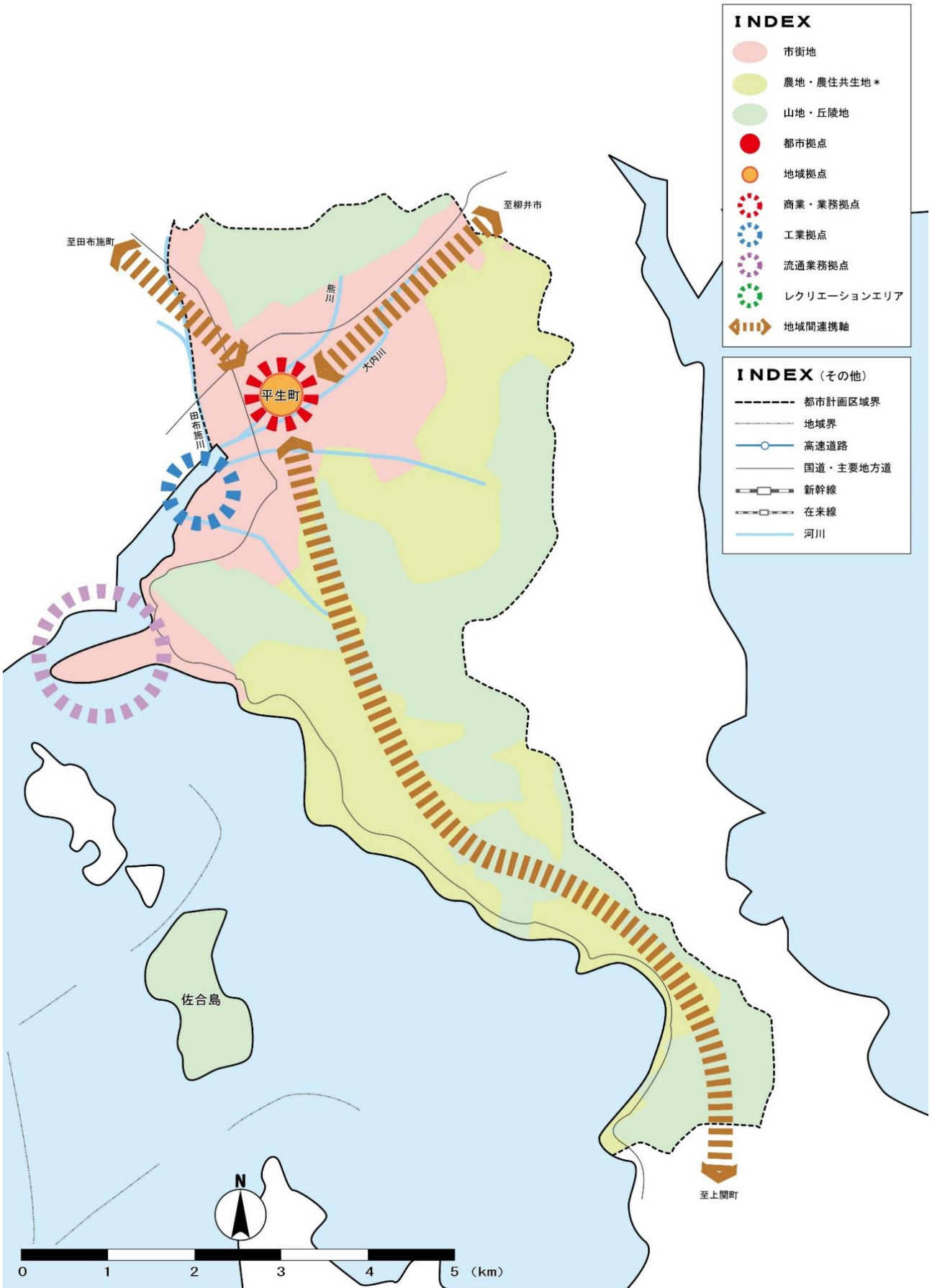
本区域は、大星山等を中心とした丘陵地帯と平生平野を中心とした平野部からなり、市街地は平野部に形成されてきたが、近年国道188号バイパス沿道を中心に商業施設の集積や宅地開発等が進行しており、交通の利便性を活かし、自然環境と都市機能が調和した快適な住宅地域としての役割が期待されている。

本区域が誇るこのような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

穏やかな自然に包まれた快適生活都市づくり

- 瀬戸内の海や室津半島の山稜などの豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、自然環境と調和した美しい都市づくりを進める。
- 柳井市、田布施町との都市機能*の連携強化を図るとともに、都市内に蓄積された都市基盤施設*を活用することで、中心市街地の再構築を行う。また、立地適正化計画*制度の活用を検討するなどして都市機能*等を誘導し、中心市街地の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 都市間の連携や産業の振興を支える都市ネットワーク*の形成を図り、活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

■平生都市計画区域の将来都市構造



2. 区域区分*の決定の有無

本都市計画区域に区域区分*を定めない。

【区域区分*を定めないとした理由】

本区域は、開発圧力*が強くなく、人口も減少傾向にあることなどから、市街地拡大の可能性が低いと判断される。また、隣接し、市街地が連担している柳井及び田布施都市計画区域と一体的な都市であるため、土地利用バランスに配慮した土地利用規制を行う必要がある。

したがって、区域区分*を定めないものとし、建築形態規制*に加え、特定用途制限地域*の適用等による土地利用制度を検討し、用途白地地域*の土地利用のコントロールを図り、集約型の都市*の実現を目指すものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市*づくりを進めるために、立地適正化計画*制度の活用を検討するなどして用途地域内の土地利用の促進を一体的に運用する。

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・ 平生町役場などを中心に、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能等、一定の都市機能*の立地誘導を進める。
- ・ 国道 188 号バイパス沿道については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境を維持するとともに、利便性の高い近隣商業地の形成を図る。

② 工業地

- ・ 平生湾臨海部や田布施川沿いに工業地を配置し、産業基盤の整備とともに、緑地やオープンスペース*の確保に努め、防災や周辺環境に配慮した整備を図る。

③ 住宅地

- ・ 現行用途地域内の既存住宅地周辺の空閑地を中心に住宅の立地誘導を図るとともに、各地域の特性に応じて適切な都市施設の整備を図り、ゆとりある良好な住環境の形成に努める。
- ・ 一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高いバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 防災・防犯上の安全性確保や良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等対策計画*の活用などにより都市のスポンジ化*対策を推進する。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 工業地については、緩衝緑地*帯の設置など周辺環境の整備を推進しながら、低密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

(3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業等による面的整備の検討等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

(4) 土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化*対策を進めることで、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる区域については、地区計画*、緑地協定*、建築協定*等の活用により、良好な住環境の保全・形成を図る。

② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 都市内の農地、河川沿いの緑地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、都市として必要なものは適切に保全・活用を図る。

③ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 室津半島の丘陵部に広がる市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*でもあることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、地区計画*や集落地区計画*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。

④ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域*、地すべり防止区域*及び急傾斜地崩壊危険区域*等に指定された区域については、居住や都市機能を誘導する区域から原則除外するとともに、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域*に指定された区域や浸水想定区域*に位置する区域については、警戒避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定される被害（浸水深等）を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導するとともに、既存住宅等の区域外への移転・誘導について検討するよう努める。
- ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するために重要な役割を果たすことから、無秩序な市街化を抑制し、これらの適切な維持・保全を図る。

⑤ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

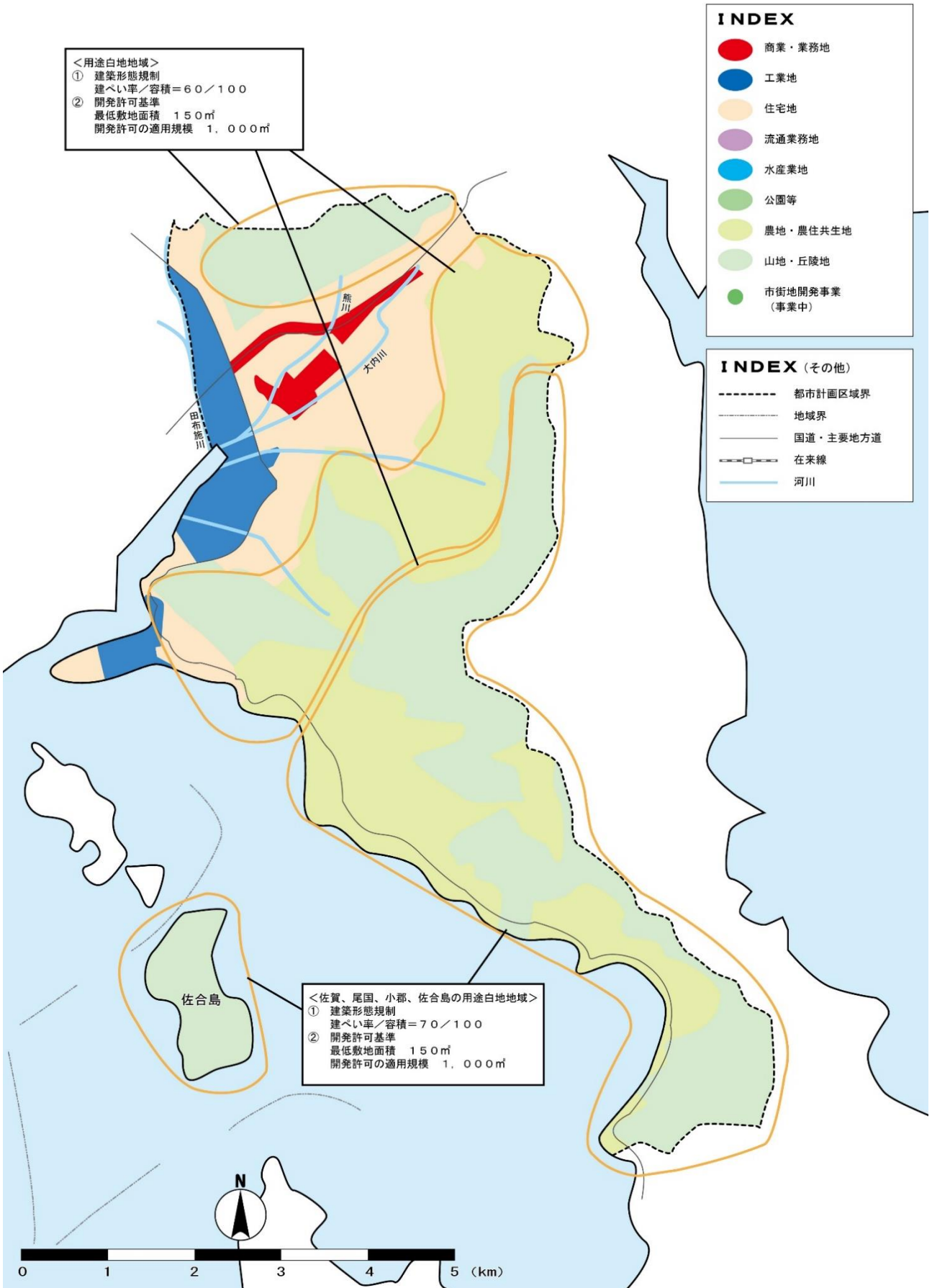
- ・ 瀬戸内海国立公園の美しい自然環境については、今後とも保全を図る。

⑥ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 立地適正化計画*制度の活用を検討するなど、都市全体を見渡しながら今後の都市像を描き、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図る。

- 用途地域内は、優先的・計画的な都市基盤整備や地区計画等の活用などにより、良好な市街地環境を創出し、低未利用地の利用増進を図る。
- 用途地域の指定されていない地域においては、周辺地域との環境の調和に配慮した土地利用を図るため、特定用途制限地域の指定や、開発許可基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。都市基盤整備*や地区計画*等の誘導策により、用途地域*内低未利用地の利用増進を図る。
- 国道 188 号等の幹線道路沿道のうち、用途地域*の指定がなく沿線の田園・自然環境の保全の必要な地域では、周辺の環境や景観と調和した土地利用の規制・誘導を図るため、地区計画*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良好な環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。また、用途地域*の指定、地区計画*の活用や特定用途制限地域*等の土地利用制度の適用等を検討する。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 交通体系の整備の方針

- ・ 柳井広域都市圏における圏域間交流を通じた地域活性化を図るために、広島県や隣接する広域都市圏等との連携を促進する総合的な広域交通ネットワーク*の充実・強化に努める。
- ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。
- ・ 災害時において、代替ルートが確保できるよう、広域交通ネットワーク*や生活圏内の道路網の整備に努め、ライフラインとしての機能の充実を図る。
- ・ 都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。
- ・ 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽本線の利便性向上を図るとともに、身近な交通手段であるバスや離島航路などの公共交通の維持・充実を図る。
- ・ 公共交通の利用を促進するため、バス停及び歩道、自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備やパークアンドライド*、サイクルアンドライド*の普及を推進する。

2) 整備水準の目標

- ・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン*」に基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。

② 主要な施設の配置の方針

1) 道路

【広域幹線道路】

- ・ 市街地北部を東西方向に走り、広域的なネットワークを形成する道路として、国道 188 号を位置づける。

【地域幹線道路】

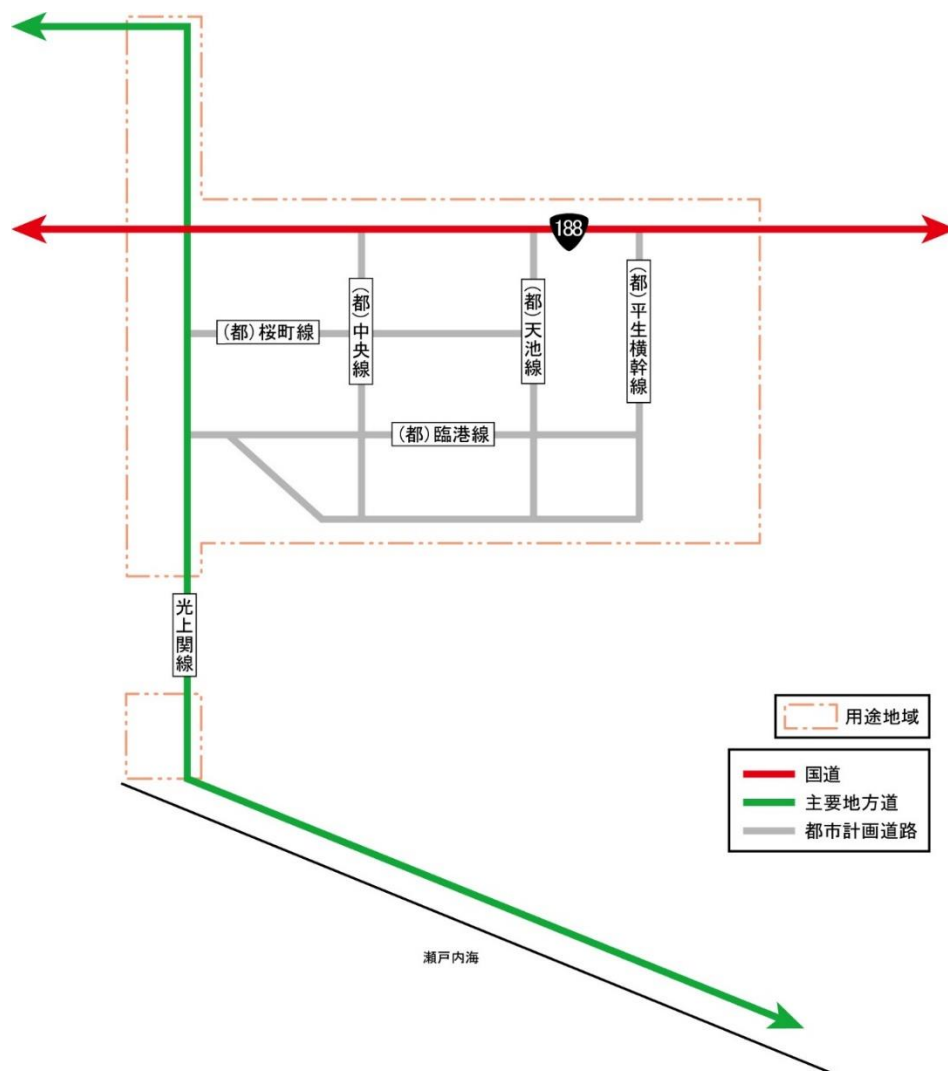
- ・ 本区域の市街地を南北に貫通し、都市・地域をネットワークする道路として、県道光上関線を位置づける。

【都市内骨格道路】

- ・ 市街地の骨格を形成する道路として、(都)中央線、(都)臨港線、(都)桜町線、(都)天

池線、(都)平生横幹線を位置づける。

■主要道路の配置の方針



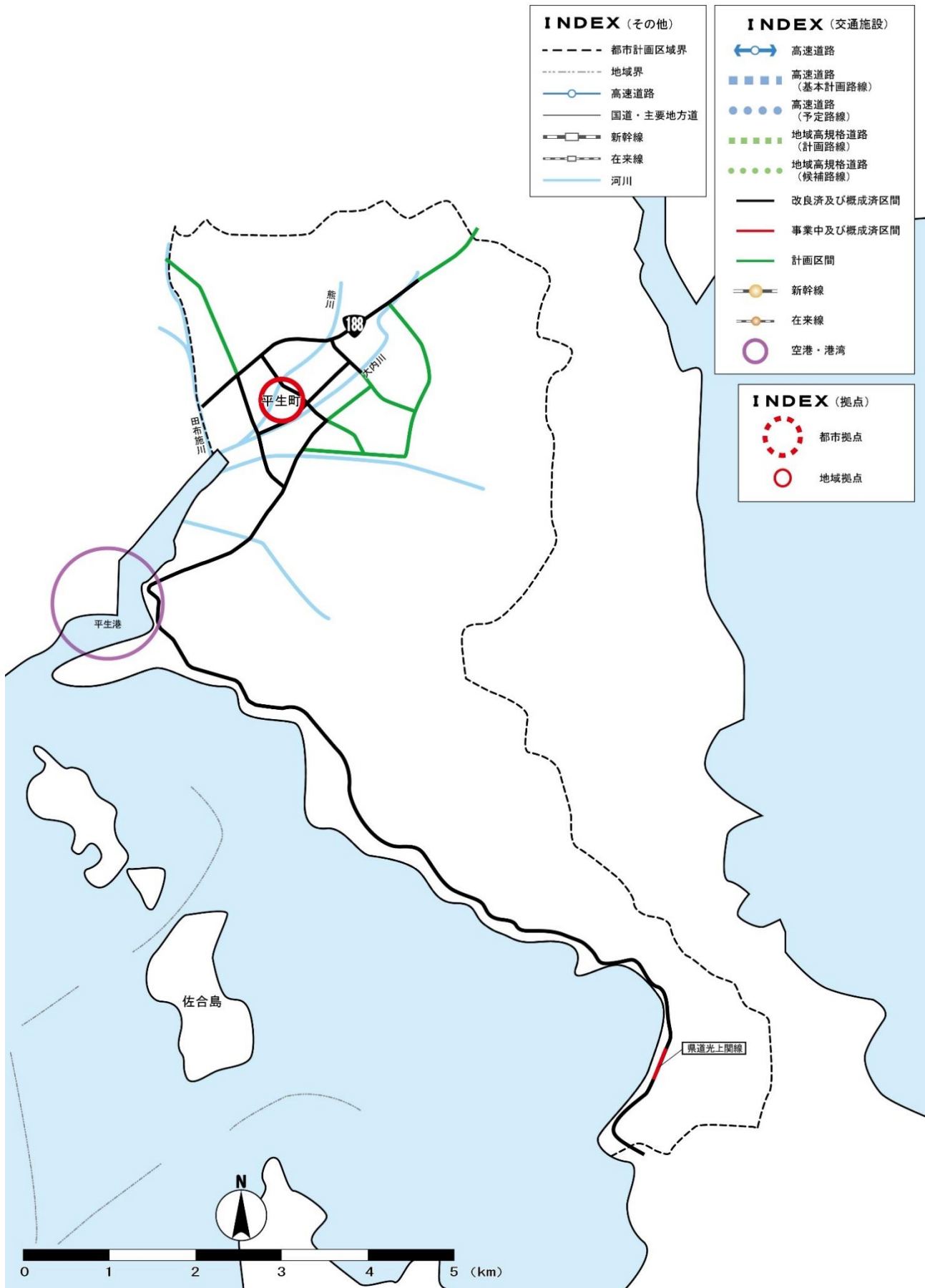
2) 公共交通

- 公共交通における結節機能を強化するとともに、中山間地域や離島などの交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通*や離島航路の維持を図る。立地適正化計画*制度の活用を検討するなど、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

3) 駐車場

- バス停や港などの交通結節点*や観光拠点などにおいて、今後の市街地整備や観光振興の動向などから、民間駐車場との整合性を図るとともに、需要に見合った駐車場整備を進める。
- 自転車駐車場については、交通結節点*や公共公益施設に付設するだけでなく、沿道土地利用に応じた適正な配置に努める。
- ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に努める。

■ (参考) 主要道路の整備状況



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 下水道及び河川の整備の方針

i) 下水道

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や流域下水道、農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を推進する。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を推進する。
- ・ 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図る。

ii) 河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、周囲の景観と調和した親水空間等地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報の伝達やハザードマップ*の公表等により、住民に自主的かつ的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県汚水処理施設整備構想*」のアクションプランに基づき、汚水処理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、都市機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。

② 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

- ・ 公共下水道事業、集落排水整備事業及び浄化槽設置整備事業等の事業間の調整を図ることにより、効率的に生活排水対策施設の整備を推進する。
- ・ 田布施川浄化センターの処理機能の維持を図るとともに、合理的な処理体制の確立に努める。

2) 河川

- ・ 本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺的环境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 河川は都市の重要なオープンスペース*であることから、人々が気軽に水辺へ近づき、

親しむことのできる河川空間の創出に努める。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

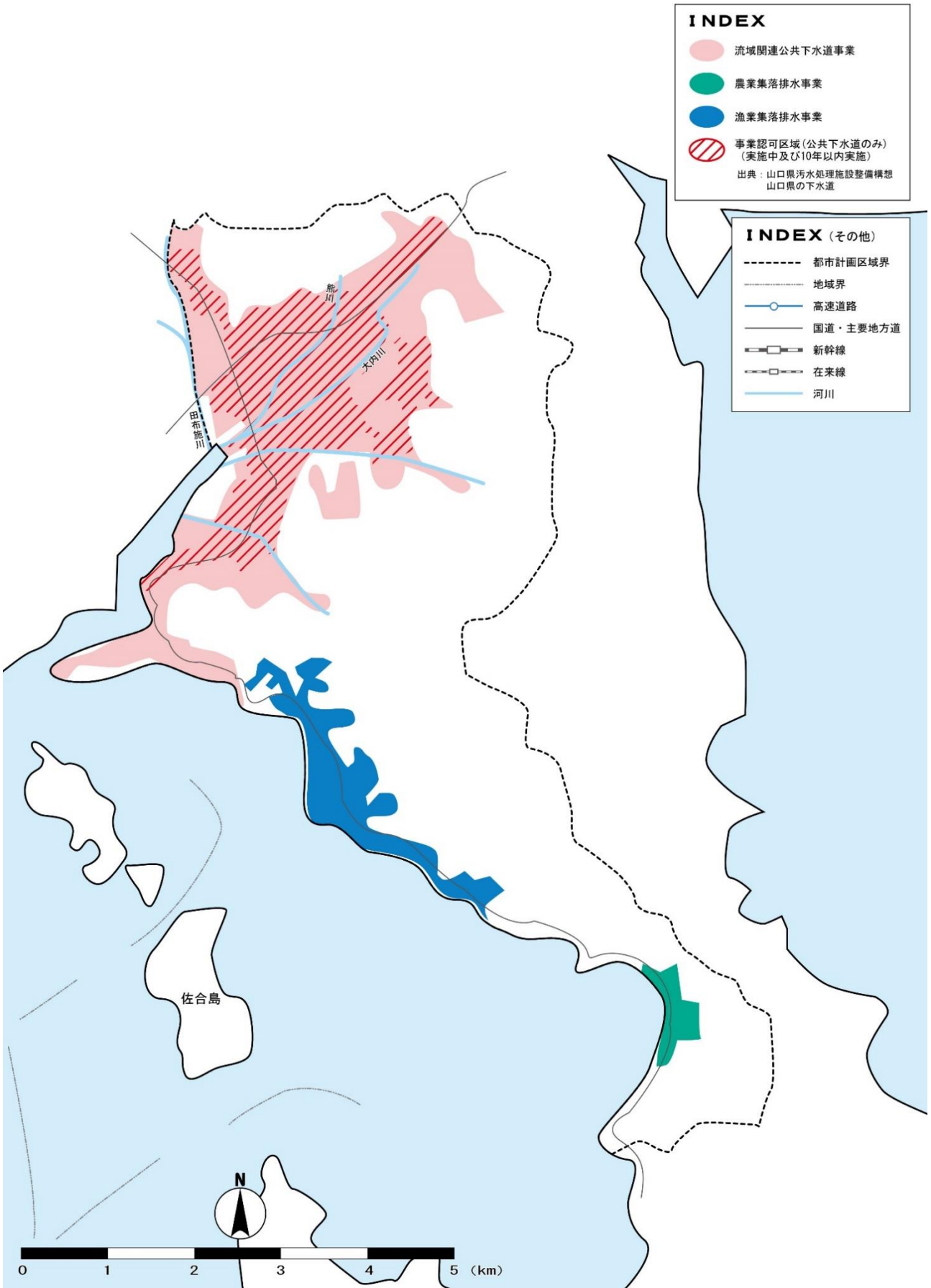
① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設等の適切な整備、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 分別収集の徹底、リサイクル活動拠点の整備等により、ごみの再資源化を推進する。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「平生町一般廃棄物処理基本計画」及び「山口県循環型社会形成推進基本計画*」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ 卸売市場については、適正な配置を推進する。

■下水道の整備の方針



3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業*等の面整備や地区計画*の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- 平生町役場周辺については、都市基盤の整備とともに、適切な規制と円滑な誘導により用途の適正化や土地利用の合理化を進め、都市機能の誘導と土地の高度利用、都市施設*の整備を図る。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 日常生活に密接に関連する生活環境の保全や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統ごとに緑地の均衡ある配置を図る。

1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格や良好な生態系を形成している田布施川、大内川等の河川沿いの環境を保全・創出する。
- ・ 瀬戸内海国立公園の保全を図るとともに、自然性の高い海岸の緑地を保全する。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち*」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。

2) レクリエーション系統

- ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園*や都市基幹公園*等の都市公園等を、人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
- ・ 大内川や田布施川など河川沿いの緑地や海岸部の緑地など水辺の自然とふれあえる緑地の保全・整備を推進する。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコスト*の削減のため、効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める。

3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。
- ・ 洪水、高潮・津波、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に基づいた避難地及び避難路となる緑地を計画する。
- ・ 洪水や高潮・津波による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。

4) 景観構成系統

- ・ 大星山や赤子山等の市街地の背景となる山地や半島部の海岸と一体となった丘陵地の緑地等の保全を図る。

- ・ 都市にうるおいをもたらしている田布施川、大内川等の河川空間については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。
- ・ 街路樹の植栽等による都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

③ 個別の都市計画の決定の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

公園緑地等の種別	配置の方針
住区基幹公園*	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。

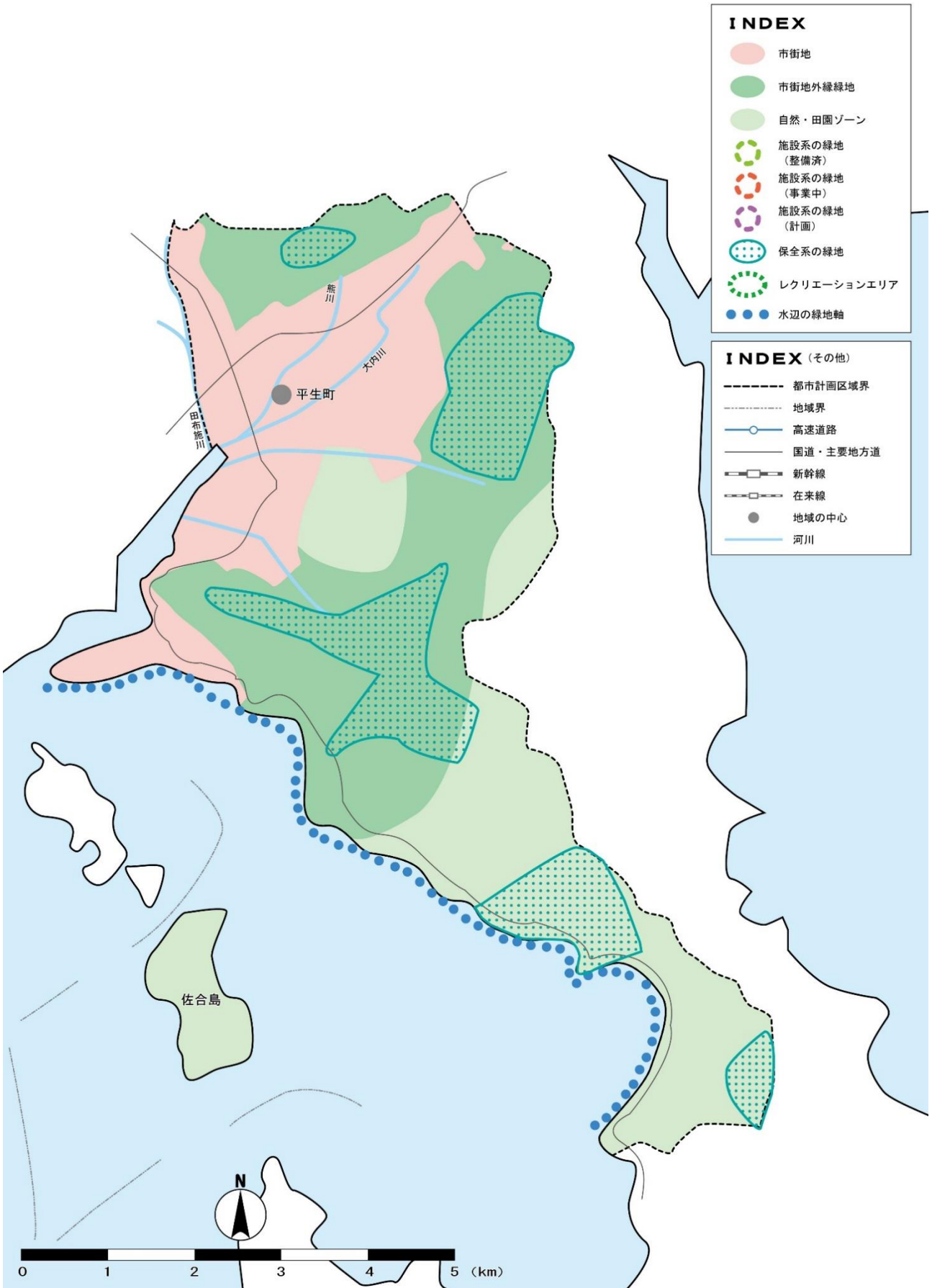
2) 特別緑地保全地区*等の指定の方針

本区域における特別緑地保全地区*等の指定の方針は、次表のとおりとする。

【特別緑地保全地区*等の指定の方針】

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区*	市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地等は、良好な自然的環境の維持に必要な緑地として指定を検討する。
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地などは、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップ*やセミナー*などによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザー*や山口県景観サポーター*を育成し、活用する。
- ・ 都市と自然と歴史が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。
- ・ 景観に対する意識の啓発や必要な情報提供を積極的に行い、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら協働してうるおいのある、美しいまちづくりを進める。

② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 行政施設や商業施設等が集積する町役場周辺については、商業・業務施設等の都市機能の集積を図り、人々が集う中心拠点にふさわしい魅力ある都市景観の創出を図る。また、役場周辺については、住民に身近な生活空間として、地域に親しまれる景観形成を進める。
- ・ 農地、河川と集落が一体となった田布施川沿いの田園風景や大内川の歴史的景観は、都市を特徴づける良好な景観として保全を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨等による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画*」及び「平生町耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震津波等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）*を活用するなど、災害時の業務継続に努める。

② 主要な都市防災の方針

- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設*、海岸保全施設*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域*、津波災害警戒区域*、洪水及び高潮浸水想定区域*等については、各種ハザードマップ*等により、危険の周知や各種防災対策の実施、住民が参加した避難訓練の実施等を行う。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時の高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として海岸保全施設*等の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ巨大地震等による被害に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面での対応を図る。
- ・ 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物では、建築物の耐震化を促進する。
- ・ 市街地を流れる大内川の洪水ハザードマップ*など、洪水や高潮、津波、土砂災害、地震などの災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や、防災対応能力を高める防災訓練などにより、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。